

今回の介護報酬改定に伴う体制届の扱いについて

【全サービス・地域区分】

今回の介護報酬改定で地域区分が変更になる場合でも、そのための体制届の提出は不要です。

【介護職員処遇改善加算】

今回の介護報酬改定において、これまでの「介護職員処遇改善交付金」が、平成24年4月1日から「介護職員処遇改善加算」に切り替わります。

「介護職員処遇改善交付金」の承認を受けていなかった介護事業所及び新規に指定を受けた介護事業所は、体制届及び「介護職員処遇改善計画書」を提出することになっています。

平成23年度に交付金の承認を受けている介護事業所は、この加算の算定要件を充たしているものとみなされ、体制届の提出は不要となり、「介護職員処遇改善計画書」のみを平成24年5月末までに提出することになります。

なお、この内容については、県のホームページの中で、説明のページを設けると共に、「介護職員処遇改善計画書」等の新様式についても掲載します。

【居宅介護支援】

☆特定事業所加算Ⅱを算定している事業所

算定要件が追加されているので、算定要件を満たさなくなった場合は必ず加算の取下げを行ってください。

また、継続して加算を算定する場合であっても、改めて体制届の提出を行ってください。

【通所介護・個別機能訓練加算】

旧・個別機能訓練加算Ⅰは基本報酬に包括され、なくなりました。

また、それに伴い、旧・個別機能訓練加算Ⅱが新・個別機能訓練加算Ⅰに繰り上がり、新・個別機能訓練加算Ⅱが新設されます。

	【新】個別機能訓練加算 Ⅰ・Ⅱ算定なしの事業所	【新】個別機能訓練加算 Ⅰのみを新たに算定する事業所	【新】個別機能訓練加算 Ⅱのみを新たに算定する事業所	【新】個別機能訓練加算 Ⅰ・Ⅱを新たに算定する事業所
【旧】個別機能訓練加算 Ⅰ・Ⅱ算定なしの事業所	提出不要	要提出	要提出	要提出
【旧】個別機能訓練加算 Ⅰのみ算定している事業所	要提出	要提出	要提出	要提出
【旧】個別機能訓練加算 Ⅱのみ算定している事業所	要提出	要提出	要提出	要提出
【旧】個別機能訓練加算 Ⅰ・Ⅱを算定している事業所	要提出	要提出	要提出	要提出

### 【通所リハビリテーション】

体制状況一覧表の「施設等の区分」が病院・診療所みなしと老健みなしが区分されます。

老健みなしの通所リハビリテーション事業所については、「施設等の区分」の変更について、必ず体制届の提出を行ってください。

病院・診療所みなしの通所リハビリテーション事業所については、「施設等の区分」の変更に係る体制届の提出は不要です。（※他の加算等の項目の変更がある場合は、通常どおり体制届を提出する必要があります）

### 【介護老人福祉施設】

#### ☆日常生活継続支援加算を算定している介護老人福祉施設

算定要件が追加されているので、算定要件を満たさなくなった場合は必ず加算の取下げを行ってください。

また、継続して加算を算定する場合であっても、改めて体制届の提出を行ってください。

### 【訪問サービス・同一建物に居住する利用者の減算】

届出を必要とする体制減算が発生した場合には、必ず速やかに体制届の提出を行ってください。

### 【訪問介護・サービス提供責任者体制】

届出を必要とする体制減算が発生した場合には、必ず速やかに体制届の提出を行ってください。

### 【特定施設入居者生活介護（短期利用）及び（介護予防）訪問リハビリテーション（サテライト）の新設】

特定施設入居者生活介護（短期利用）及び（介護予防）訪問リハビリテーション（サテライト）が「施設等の区分」として新設されました。

算定要件を満たし、算定する場合には、必ず体制届の提出を行ってください。

### 【その他新設の加算】

訪問介護の「日中の身体介護 20 分未満」を始めとした加算が新設されました。

算定要件を満たし、算定する場合には、必ず体制届の提出を行ってください。

なお、体制届に添付する添付書類の一覧や新様式については、厚生労働省の新様式が示され次第、県庁のホームページに掲載します。

## (1) 指定居宅サービス事業所, 指定介護予防サービス事業所, 指定居宅介護支援事業所及び介護療養型医療施設

【変更前】平成24年3月31日まで

【変更後】平成24年4月1日から

市町名	担当窓口	市町名	担当窓口
広島市	県庁介護保険課	広島市	【変更】広島市介護保険課
呉市	呉市福祉保健課	呉市	呉市福祉保健課
大竹市	西部厚生環境事務所厚生課	大竹市	西部厚生環境事務所厚生課
廿日市市		廿日市市	
安芸高田市		安芸高田市	
江田島市		江田島市	
府中町		府中町	
海田町		海田町	
熊野町		熊野町	
坂町		坂町	
安芸太田町		安芸太田町	
北広島町		北広島町	
竹原市		西部東厚生環境事務所厚生課	
東広島市	東広島市		
大崎上島町	大崎上島町		
三原市	東部厚生環境事務所厚生課	三原市	【変更】東部厚生環境事務所 厚生課
尾道市		尾道市	
世羅町		世羅町	
府中市	東部厚生環境事務所福山支所 厚生保健課	府中市	【変更】福山市介護保険課
神石高原町		神石高原町	
福山市		福山市	
三次市	三次市高齢者福祉課	三次市	三次市高齢者福祉課
庄原市	北部厚生環境事務所厚生課	庄原市	北部厚生環境事務所厚生課

## (2) 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設

【変更前】平成24年3月31日まで

【変更後】平成24年4月1日から

市町名	担当窓口	市町名	担当窓口	
県内全域 ※呉市及び三次市 を除く	県庁介護保険課	県内全域 ※広島市, 呉市 福山市及び三次市 を除く	県庁介護保険課	
		広島市		【変更】広島市介護保険課
		福山市		【変更】福山市介護保険課
呉市	呉市福祉保健課	呉市	呉市福祉保健課	
三次市	三次市高齢者福祉課	三次市	三次市高齢者福祉課	

